

原規規発第2111101号  
令和3年11月10日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
代表取締役社長 山崎 肇 殿

原子力規制庁  
原子力規制部検査グループ  
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）  
門野 利之

第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施  
事案に係る評価結果の通知

標記の事案について、管理区域から退出する場合に保安規定に定める放射線測定設備による検査を実施せず退出していたという意図的な不正行為が数回にわたり認められたことから、別紙のとおり重要度を検査指摘事項（追加対応なし）、深刻度をSLIV（通知あり）と判定し、これを貴社に通知する。

本事案については、原子力規制検査を通じて、再発防止対策の実施状況を確認していく。

以上

別紙：「第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施に関する評価書」

## 第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施に関する評価書

件名	第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施
監視領域(小分類)	放射線安全－従業員に対する放射線安全
ガイド 検査項目 検査対象	BR0010 放射線被ばくの管理 放射線被ばくの管理(ウラン加工) 第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施
重要度／深刻度	検査指摘事項(追加対応なし)／ SLIV(通知あり)
指摘事項等の概要	<p>従業員が第1種管理区域から退出する際に身体表面密度の検査を実施せず、退出していることが確認された。</p> <p>保安規定第45条第2項(2)では、第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすることが規定されているが、当該規定を遵守していない。また、過去に同様な行為をする従業員が目撃されたことが聴取されている状況から、定められたルール以外の手順により、第1種管理区域から退出してしまうことは合理的に予測可能であり、注意喚起等により、予防措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>このパフォーマンス劣化により、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」添付1－5の加工施設における監視領域「放射線安全－従業員に対する放射線安全」の目的である「放射性物質による被ばくから従業員の健康と安全を適切に守ることを確保すること」に悪影響を及ぼしており、検査指摘事項に該当する。</p> <p>検査指摘事項の重要度の評価については、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド附属書3従業員放射線安全に関する重要度評価ガイド」に基づき評価を行った結果、「検査指摘事項(追加対応なし)」と判定する。</p> <p>また、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、意図的な不正行為があったと判断されることから、当該事案の深刻度は「SLIV(通知あり)」と判定する。</p>

事象の説明

令和3年9月8日(水)に、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(以下「GNF-J」という。)から原子力運転検査官に次の連絡があった。

令和3年9月7日(火)に、GNF-Jの保安基盤課員が第2汚染検査室に設置しているカメラの録画画像を確認したところ、令和3年8月27日(金)午前1時05分及び令和3年8月29日(日)午前0時53分に第1種管理区域の巡視を終えた従業員が、保安規定で求められている退出時の身体表面密度の検査を実施せず、隣接している入口側回転バー式ゲートの隙間から退出していることが確認された。

従業員は、警備業務の一環として、構内巡視のため一人で警備事務所を出発し、第1加工棟及び第2加工棟への不法侵入等防止を目的とする巡視を実施していたものであった。

原子力運転検査官は、令和3年9月8日(水)及び令和3年9月9日(木)にGNF-Jが実施した従業員への聞き取り調査を踏まえ、当該従業員に同様の聞き取りを実施したところ、身体表面密度の検査を実施せず、入口側回転バー式ゲートの隙間から退出したのは、今回の2回に加え、「自分は汚染されていない」との認識のもとで、4回から6回行ったとの証言を得た。

出口ゲートと入口側回転バー式ゲートは隣接した位置にあり、入口側回転バー式ゲートには回転方向に遊びが設けられており、最大22cmの隙間が生ずる構造となっている。また、高さが1m14cmの出口ゲートが設置されているものの、意図的な出入り行為を抑止するような構造ではないほか、更に複数人が過去に同様な退出をしている従業員を目撃したことがあるとの情報をGNF-Jから聴取した。

現在、夜間休日を含めGNF-J内では核燃料物質の取扱いは行っておらず、施設の管理や新規規制基準対応工事に必要な活動を実施している。カメラで確認された週の第1種管理区域の表面密度及び放射性物質の濃度は、保安規定に規定している値より低く定めている自主基準(保安規定規定値の1/10)よりも低い状況であった。さらに、GNF-Jは、当該従業員と同じルートで巡視を実施している他の従業員(7名)が過去に第1種管理区域から退出したときの身体表面密度の検査結果に異常はなかったこと、当該従業員が着用していた管理区域専用被服、靴、携行品等に汚染がなかったことを確認している。

また、原子力運転検査官は、社内基準「保安教育実施手順」等に

	<p>基づき、当該従業員は、保安教育(放射線管理)を過去3年間受講したこと、教育に使用している教育資料には、写真を用いた詳細な第1種管理区域の入退出手順を明確に定めていることを確認した。</p>
<p>指摘事項の重要度評価等</p>	<p>[パフォーマンスの劣化]</p> <p>保安規定第45条第2項(2)では、第1種管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすることが規定されており、当該従業員がこれを行わずに退出したことは、保安規定を遵守していない。</p> <p>また、過去に同様な行為をする他の従業員が目撃されていることが聴取されている状況から、定められたルール以外の手順により、第1種管理区域から退出してしまうことは合理的に予測可能であり、注意喚起等により、予防措置を講ずることが可能である。</p> <p>以上より、パフォーマンスの劣化に該当する。</p> <p>[スクリーニング]</p> <p>このパフォーマンス劣化により、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」添付1-5の加工施設における監視領域「放射線安全-従業員に対する放射線安全」の目的である「放射性物質による被ばくから従業員の健康と安全を適切に守ることを確保すること」に悪影響を及ぼしており、検査指摘事項に該当する。</p> <p>[重要度評価]</p> <p>「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド附属書3従業員放射線安全に関する重要度評価ガイド」に基づき評価した結果、本事案は、ALARA計画又は作業管理に関するものでないこと、超過被ばくもないこと、夜間休日を含め核燃料物質の取扱いはしておらず、カメラで確認された週の第1種管理区域の表面密度及び放射性物質の濃度は保安規定に規定している値よりも低く定めている自主基準(保安規定規定値の1/10)よりも低い状態であったこと、従業員と同じルートで巡視を実施していた他の従業員(7名)が第1種管理区域から退出したときの身体表面密度の検査の結果に異常はなかったこと、従業員が着用していた管理区域専用被服、靴、携行品等に汚染がなかったことから、超過被ばくの実質的な可能性もない。更に、放射線測定設備のハンドフットクロスモニタの性能に問題はなく、従業員に対する放射線測定が行われており、線量の評価能力については問題ないと判断され</p>

	<p>ることから、当該事案の重要度は「検査指摘事項(追加対応なし)」と判定する。</p>
<p>規制措置</p>	<p>[深刻度評価]</p> <p>当該従業員は、放射性物質によって汚染されていないとの思いがあり、不適切な第1種管理区域からの退出を複数回行っていたとの原子力運転検査官による聞き取り結果に基づき、「意図的な不正行為」(3.2(1) c. に該当)があったと判断する。</p> <p>これらを「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、原子力安全上の影響は認められなかったものの、意図的な不正行為があるため、同ガイド「3.3(3)」に該当することから、SLIV(通知あり)として、対応を行う。</p>